



やなぎっ子

「いじめを許さない」「いじめを見逃さない」

ゴールデンウィークの10連休が終わり、3週間ほどが経ちました。気が付けば、間もなく6月。1学期の折り返し地点です。

5月24日（金）の朝日新聞朝刊の見出しが目にとまりました。そこには、「5～6月 子どもの交通事故に注意 年間で最多 新学年に慣れ行動範囲拡大」と記されています。日々、子どもが巻き込まれる交通事故が発生しており、そのニュースを見聞きするたび、心を痛めています。子どもたちには交通事故に十分気を付けて生活をしてほしいと強く願います。

さて、さいたま市では、6月を「いじめ撲滅強化月間」とし、子どもたちの健全な育成を目指して重点的な取組を行っていきます。

本校においても、「いじめを許さない学校」、「いじめを見逃さない学校」という基本理念のもと、「片柳小学校いじめ防止基本方針」を策定し、日々の教育活動を展開しています。

一言で「いじめ」と言っても、その姿は様々です。「友達から嫌なことを言われて悲しい気持ちになった」というのも「いじめ」と表現し、生命または身体に重大な危険を生じさせるものも「いじめ」と表現します。「いじめ防止対策推進法」では、

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう

と規定されています。そこには、感じた苦痛の程度や行為の期間の長さについては記載されていません。ある行為を受け、受けた本人が苦痛を感じたら、その行為は「いじめ」であるということです。

本校では、「いじめ」はどの学校、どの学級にも起こりうるものであると考えています。そして、児童一人ひとりが「いじめ」のない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、全教職員が一丸となって「いじめを許さない」「いじめを見逃さない」学校づくりに全力で取り組みを続けてまいります。

今後とも、本校の取組に御理解と御協力をよろしくお願いいたします。